

○杏林大学医学部附属看護専門学校学則

制定	昭和46年	4月	1日		
改正	昭和50年	4月	1日	昭和51年	4月 1日
	昭和52年	9月	5日	昭和52年	10月27日
	昭和53年	4月	1日	昭和53年	9月25日
	昭和54年	4月	1日	昭和55年	4月 1日
	昭和56年	4月	1日	昭和57年	4月 1日
	昭和58年	4月	1日	昭和60年	4月 1日
	昭和61年	4月	1日	平成元年	10月 1日
	平成5年	4月	1日	平成7年	2月28日
	平成8年	4月	26日	平成8年	10月23日
	平成11年	2月	15日	平成11年	9月20日
	平成12年	9月	18日	平成14年	12月 6日
	平成15年	7月	14日	平成17年	7月25日
	平成18年	7月	10日	平成20年	7月14日
	平成23年	3月	25日	平成26年	3月28日
	平成26年	12月	5日	平成29年	3月24日

第1章 総則

(名称及び目的)

第1条 この学校は、杏林大学医学部附属看護専門学校（以下「本校」という。）と称し、杏林大学（以下「本学」という。）の建学の精神に基づき看護に関する専門教育を行い、人格の涵養に努め、もって良き看護師を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本校は、その教育及び研究の水準の向上を図り、本校の目的を達成するため、教育及び研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

(位置)

第2条 本校を東京都三鷹市新川6丁目17番3号に置く。

第2章 課程・学科修業年限、定員及び休業日

(課程・学科修業年限及び定員)

第3条 本校の課程は3年課程とし、修業年限及び学生定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
看護専門課程	看護学科	3年	100人	300人

(在学年限)

第4条 在学年限は、前条の修業年限の2倍を超えることができない。

(学年)

第5条 学年は、4月 1日に始まり翌年3月31日に終る。

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校学則）

（学期）

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月 1日から 9月30日まで

後期 10月 1日から翌年 3月31日まで

（休業日）

第7条 休業日は次の各号に掲げるとおりとする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律に定める日

（3）杏林学園創立記念日 11月11日

（4）春季休業日 3月25日から 4月 5日まで

（5）夏季休業日 7月25日から 8月31日まで

（6）冬季休業日 12月25日から翌年 1月 5日まで

2 校長は、必要により前項各号の休業日を変更し、臨時に休業日を設け、また休業日に授業、実習を課することができる。

第3章 教育課程及び単位数並びに授業時間数

（教育課程及び単位数並びに授業時間数）

第8条 教育課程及び単位数並びに授業時間数は、別表に定めるとおりとする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の各号により計算するものとする。

（1）講義については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

（2）演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

（3）臨時実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

第4章 入学・休学・退学・転入学・既修得単位認定等

（入学の時期）

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第10条 本校に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（1）高等学校又は中等教育学校を卒業した者

（2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

（3）監督庁の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

（入学志願）

第11条 入学志願者は、次の各号に掲げる所定の書類に別に定める受験料を添えて、校長に提出しなければならない。

第3類（杏林大学医学部付属看護専門学校学則）

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校卒業証明書又は同見込証明書
- (4) 調査書
- (5) 写真（最近6ヶ月以内に正面上半身にて撮影したもの）
（入学選考試験）

第12条 入学者の選考は、学科試験及び面接試験により行う。

- 2 入学選考試験の結果に基づき、校長は入学者を決定する。
（入学許可）

第13条 入学選考試験に合格した者は、所定の期日までに別に定める入学料その他の学納金を納めなければならない。

- 2 入学選考試験合格の通知を受け前項の手続を完了した者は、入学を許可する。
（保証人）

第14条 入学を許可された者は、保証人2名（原則として、うち1人は東京都内に居所を有する者。）を定め、所定の誓約書を校長に提出しなければならない。

- 2 保証人は次の各号に定める者とする。
 - (1) 親権者
 - (2) 成年者で独立の生計を営み、学生の身上に関する一切の責任を負うことのできる者
（保証人の変更等）

第15条 保証人の身上に異動があったとき、又は居所の変更があったときは、ただちに届出なければならない。

（転入学）

第16条 校長は、転入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ入学を許可することができる。

- 2 転入学に関する必要事項は、別に定める。
（転学）

第17条 学生が転学するときは、理由書を添え保証人連署で校長に願い出て、許可を受けなければならない。

（休学）

第18条 傷病または疾病の事由で3月以上修学することができないときは、本人の休学願いに医師の診断書を添えて、またやむを得ない事由で3月以上修学できない時は本学所定の理由書を添えて、校長に願い出て許可を得なければならない。

- 2 休学期間は通算して1年を超えることができない。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、さらに1年を限り延長することができる。
- 3 休学期間は、第3条の修業年限に算入しない。

（復学）

第3類（杏林大学医学部付属看護専門学校学則）

第19条 休学の期間中であっても、その事由が消滅したときは、校長の許可を受けて復学することができる。

2 休学の事由が傷病又は疾病である場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 復学の許可を受けた者は、休学当時の所属学年に復学する。

（退学）

第20条 退学しようとする者は、退学届にその理由を記入し、保証人連署のうえ、校長に願い出て許可を得なければならない。

2 退学の理由が傷病又は疾病である場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（再入学）

第21条 前条により退学した者で、2年以内に退学の事由が消滅し、再び入学を願ひ出る者がある場合は、相当年の学年の始めに再入学を認めることがある。

（既修得単位の認定）

第22条 本校に入学する以前に、大学若しくは他の医療関係職種の学校養成所等で履修した科目について、本人からの申請により、次の各号の要件に基づいて所定の単位を認定することができる。

（1）個別の教育の内容を審査する。

（2）既修得単位の認定・手続き等は、別に定める。

第5章 単位認定及び卒業等

（試験及び実習成績の評価）

第23条 試験及び実習成績の評価は各授業科目・各実習領域ごとに行う。

2 試験及び実習成績の評価は、授業料を完納し、各学科目の授業時間数の3分の2以上及び実習時間数の5分の4以上の出席がなければ、受けることができない。

3 試験及び実習の成績は、A B C Dの4種類とし、A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

4 試験に関する必要事項は、別に定める。

（単位の認定）

第24条 単位の認定は、各科目における試験及び実習の評価によって行う。

2 単位の認定は、教員会の議を経て、校長が行う。

（卒業の要件）

第25条 本校においては、3年以上在学し、次の各項の要件を満たさなければならない。

2 第8条別表に定める科目について、次の各号の総計97単位（3015時間）を修得していること。

（1）基礎分野 13単位（360時間）

（2）専門基礎分野 21単位（510時間）

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校学則）

- (3) 専門分野Ⅰ 13単位（450時間）
 - (4) 専門分野Ⅱ 38単位（1305時間）
 - (5) 統合分野 12単位（390時間）
- （卒業及び専門士の称号）

第26条 前条に定める卒業の要件を満たした者については、教員会の議を経て、校長が卒業を認定する。

- 2 卒業した者に専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

第6章 賞罰（表彰・懲戒・除籍）

（表彰）

第27条 学業その他が特にすぐれ、他の学生の範となる者があるときは、校長は教員会の議を経て、適当な方法でこれを表彰することができる。

（懲戒）

第28条 本学の建学精神、教育方針に違背し又は学生としての本分に反した行為をした者は、教員会の議を経て、校長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、その軽重に応じ、戒告、停学及び退学とする。

- 3 懲戒は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (2) 素行不良で改悛の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なく、出席常でない者
- (4) 本校の定める諸規程に反し、又は校内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

（除籍）

第28条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、これを除籍することができる。

- (1) 第4条に定める在学年限を超える者
- (2) 授業料その他所定の納入金の納付を怠り、督促を受けても完納しない者
- (3) 第18条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡した者
- (5) 行方不明で失踪の届出があった者

第7章 教職員の組織

（教職員）

第29条 本校に、校長、副校長、教務主任、副教務主任、学生主任、副学生主任、専任教員14人以上（教務主任、副教務主任、学生主任及び副学生主任を含む。）及び校医を置く。

- 2 事務組織については、事務職員1人以上を置き、その組織については、杏林学園組織及び処務規程に定める。

（教職員の任務）

第30条 校長は、校務を統括する。

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校学則）

- 2 副校長は、校長を補佐し、校長事故あるときはこれを代行する。
- 3 教務主任は、校長を補佐し、教務を担当する。
- 4 学生主任は、校長を補佐し、学生の生活指導を担当する。
- 5 副教務主任は、教務主任を補佐し、教務主任事故あるときはこれを代行する。
- 6 副学生主任は、学生主任を補佐し、学生主任事故あるときはこれを代行する。
- 7 専任教員は、教務主任及び学生主任を補佐し、教務及び学生の生活指導に従事する。
- 8 校医は、学生の健康管理に関する事項を担当する。

（教員会）

第31条 本校に教員会を置く。

- 2 教員会は、本校における次の事項を審議する。
 - （1）教育に関する事項
 - （2）学生に関する事項
 - （3）その他前各号に関連し、校長が必要と認めた事項
- 3 教員会は、校長、副校長及び専任教員（教務主任、副教務主任、学生主任及び副学生主任を含む。）をもって組織する。ただし、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。
- 4 教員会は校長が招集し、その議長となる。

第8章 学納金及び修学資金の貸付・健康診断

（受験料・入学料・授業料及び実験実習料）

第32条 受験料・入学料・授業料及び実験実習料は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------|
| （1）受験料 | 20,000円 |
| （2）入学料 | 100,000円 |
| （3）授業料 | 年額 380,000円 |
| （4）実験実習料 | 年額 60,000円 |

- 2 本校に入学を志願する者は、受験料を納入しなければならない。
- 3 入学選考試験に合格し、入学を許可された者は入学料、授業料、実験実習料を納入しなければならない。
- 4 在學生は、授業料、実験実習料を納入しなければならない。
- 5 学納金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める杏林大学医学部附属看護専門学校学納金等取扱内規（以下「内規」という。）に定める。
- 6 既納の受験料、入学料、授業料及び実験実習料は、原則として返還しない。

第32条の2 授業料、実験実習料は、休学又は停学中であっても納入しなければならない。ただし、休学の期間が6か月以上にわたる者の授業料、実験実習料については内規により、減免することがある。

（修学資金の貸付）

第33条 本校に、修学資金の貸付制度を設ける。

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校学則）

- 2 修学資金貸付に関する規程は、別に定める。

（健康診断）

第34条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

附 則

- 1 この学則は、昭和46年 4月 1日から施行する。

- 2 この学則に必要な細則は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和50年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年 9月 5日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年10月27日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年 9月 5日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年 4月 1日から施行する。

- 2 この学則の改正については、運営審議会、理事会の承認を要するものとする。

附 則

この学則は、昭和55年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年 4月 1日から施行する。

- 2 昭和59年以前に入学の学生にかかる学科目及び授業時数は、第8条の規定にかかわらず、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年 4月 1日から施行する。

- 2 昭和60年以前に入学の学生にかかる受験料・授業料及び実験実習料は、第30

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校学則）

条の規定にかかわらず、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 元年 10月 1日から施行する。
- 2 学費、教育課程は平成 2年 4月入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 5年 8月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7年 3月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 9年 4月 1日から施行する。
- 2 学費は平成 9年 4月入学生から適用する。
- 3 教育課程については、平成 9年 4月入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定については、平成14年 3月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 学費は、平成19年4月入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。ただし、第32条の2は、平成23年4月1日より適用し施行する。

附 則

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校学則）

この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表は、平成27年4月1日以降の入学生から適用し、平成26年4月1日以前の入学生については改正前の学則を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定にかかわらず、平成30年度から平成31年度までの間の入学定員と総定員は、次のとおりとする。

	入学定員	総定員
平成30年度	0人	200人
平成31年度	0人	100人

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校学則）

別表

教育課程及び単位数・授業時間数

区分	科 目	単位数	時間数	備 考
基礎分野	人 間 発 達 論	1	30	基礎分野 13単位 360時間
	倫 理 学	1	30	
	社 会 学	1	30	
	心 理 学	1	30	
	人 間 関 係 論	1	30	
	生 物 学	1	30	
	論 理 学	1	30	
	物 理 学	1	15	
	健 康 と ス ポ ー ツ	1	30	
	英 語 I	1	30	
	英 語 II	1	30	
	統 計 学	1	15	
情 報 科 学	1	30		
専門基礎分野	解 剖 学 I	1	30	専門基礎分野 21単位 510時間
	解 剖 学 II	1	30	
	生 理 学 I	1	30	
	生 理 学 II	1	30	
	生 化 学	1	30	
	病 理 学	1	15	
	治 療 論	1	15	
	疾 病 論 I	1	30	
	疾 病 論 II	1	30	
	疾 病 論 III	1	30	
	疾 病 論 IV	1	30	
	疾 病 論 V	1	15	
	微 生 物 学	1	30	
	薬 理 学	1	30	
	臨 床 栄 養	1	15	
	保 健 医 療 論	1	15	
健 康 教 育 学	1	30		

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校学則）

	公衆衛生学	1	15	
	社会福祉	1	30	
	関係法規	1	15	
	リハビリテーション論	1	15	
専門分野 I	基礎看護学			専門分野 I 13単位 (450時間)を修得
	看護学概論	1	30	
	基礎看護技術Ⅰ（共通基礎技術）	1	30	
	基礎看護技術Ⅱ（フィジカルアセスメント）	1	30	
	基礎看護技術Ⅲ（日常生活援助①）	1	30	
	基礎看護技術Ⅳ（日常生活援助②）	1	30	
	基礎看護技術Ⅴ（日常生活援助③）	1	30	
	基礎看護技術Ⅵ（診療の援助①）	1	30	
	基礎看護技術Ⅶ（診療の援助②）	1	30	
臨床看護総論	1	30		
看護過程	1	45		
基礎看護学実習	3	135		
専門分野 II	成人看護学			専門分野 II 38単位 (1305時間)を修得
	成人看護学概論	1	30	
	成人看護学方法論Ⅰ （慢性期にある患者の看護）	1	30	
	成人看護学方法論Ⅱ （急性期・回復期Ⅰにある患者の看護①）	1	30	
	成人看護学方法論Ⅲ （急性期・回復期Ⅱにある患者の看護②）	1	30	
	成人看護学方法論Ⅳ （終末期にある患者の看護）	1	15	
	成人看護学方法論Ⅴ （看護過程と看護技術）	1	30	
	成人看護学実習	6	270	
	老年看護学			
	老年看護学概論	1	30	
老年の疾病・障害	1	15		
老年看護学方法論Ⅰ	1	30		
老年看護学方法論Ⅱ	1	30		
老年看護学実習	4	180		
	小児看護学			

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校学則）

	小児看護学概論	1	15	
	小児の疾病・障害	1	30	
	小児看護学方法論Ⅰ	1	30	
	小児看護学方法論Ⅱ	1	30	
	小児看護学実習	2	90	
	母性看護学			
	母性看護学概論	1	30	
	生殖生理と疾病・障害	1	30	
	母性看護学方法論Ⅰ	1	30	
	母性看護学方法論Ⅱ	1	15	
	母性看護学実習	2	90	
	精神看護学			
	精神看護学概論	1	30	
	精神の疾病・障害	1	15	
	精神看護学方法論Ⅰ	1	30	
	精神看護学方法論Ⅱ	1	30	
	精神看護学実習	2	90	
統 合 分 野	在宅看護論			統合分野 12単位 (390時間)を修得
	在宅看護概論	1	15	
	在宅看護方法論Ⅰ	1	30	
	在宅看護方法論Ⅱ	1	30	
	在宅看護方法論Ⅲ	1	30	
	在宅看護実習	2	90	
	看護の統合と実践			
	看護の統合と実践Ⅰ (医療安全・チーム医療)	1	30	
	看護の統合と実践Ⅱ (災害看護・国際看護)	1	15	
	看護の統合と実践Ⅲ (看護研究)	1	30	
看護の統合と実践Ⅳ (看護技術の総合的な評価)	1	30		
統合実習	2	90		
	合計	97	3015	総計97単位 (3015時間)を修得